



医政発 1124 第 5 号
薬生発 1124 第 10 号
令和 2 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 187 号) については、別添 1、2 のとおり令和 2 年 11 月 24 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

近年増加している地域枠医師 (※) 等の実態やキャリア等について把握し、今後の医師確保対策の検討等に活用するため、医師法施行規則第 2 号書式を改正し、「地域枠等」の欄を新たに設けたこと。

※ 卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師
その他所要の改正を行ったこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

今後の歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、歯科医師法施行規則第 2 号書式を改正し、「歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等」及び「出身地」の欄を新たに設けるとともに、歯科医師に対する情報配信や調査等をメールにより実施することを可能とするため、「メールアドレス」の欄を新たに設けたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

今後の薬剤師確保対策の検討等に活用するため、薬剤師法施行規則様式第 6 を改正し、「薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」及び「出身地」の欄を新たに設けるとともに、薬剤師に対する情報配信及び調査等をメールにより実施することを可能とするため、「メールアドレス」の欄を新たに設けたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

以上